



29年度 市税納期一覧



市・県民税	1 期	6 月 30 日	2 期	8 月 31 日
	3 期	10 月 31 日	4 期	1 月 31 日
国民健康保険税	1 期	7 月 31 日	2 期	10 月 2 日
	3 期	11 月 30 日	4 期	1 月 31 日
固定資産税	1 期	5 月 1 日	2 期	7 月 31 日
	3 期	12 月 25 日	4 期	2 月 28 日
軽自動車税	全期	5 月 31 日		

本年度の市税納期をお伝えします。

□納期限を確認し、早めの納付を。

□納期限までに市税などを納付しないと、法律で「納期限後20日以内に督促状を発しななければならない」と定められ、1通につき督促手数料100円が加算されます。

■前納報奨金

固定資産税は、第1期納期限までに全期前納すると報奨金がつきます。交付率は月0.5%（29年度は第2期の税額の9%）で、交付金額の上限は5万円です。

■固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳は、常時閲覧できます。閲覧できる人は、納税義務者本人、委任状を持参の人と借地・借家人などで、閲覧手数料は400円です。

※自己の固定資産税の課税内容については、4月上旬に発送の納税通知書に添付されている「課税明細書」でも確認できます。

（課税明細書には課税物件のみ掲載しています。）

【閲覧場所】税務課または各支所（引田・大内）

（29年度の課税台帳は4月3日から閲覧できます。）

■土地・家屋価格などの縦覧

市内に土地や家屋を所有する納税者は、縦覧帳簿で自己の所有する資産と市内の他の土地または家屋の価格（評価額）を比較することができます。

また、平成28年中に新・増築された家屋についても価格を登録しています。縦覧できる人は納税者に限られ、無料で縦覧することができます。

登録価格に不服のあるときは、毎年4月1日から納税通知書の交付を受けた日後3カ月以内に、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

なお、この期間を過ぎると審査の申出をすることができません。

【縦覧期間】4月3日（月）～5月1日（月）

8時30分～17時まで

（土・日、祝日は除く）

【縦覧場所】税務課または各支所（引田・大内）

■口座振替済通知書について

市税・保険料の納付に口座振替を利用の場合は、「口座振替済通知書」を送付していましたが、省資源化の推進や経費削減の観点から、29年度から「口座振替済通知書」の送付を廃止します。振替結果については、預貯金通帳への記帳で確認してください。ご理解とご協力をお願いいたします。

【廃止する科目】

・市・県民税（普通徴収分）・固定資産税・国民健康保険税（普通徴収分）・介護保険料（普通徴収分）・後期高齢者医療保険料（普通徴収分）

よくある質問

◆口座振替の結果は、どのように確認するのですか。

●「納税通知書」に記載された納期限以降に、預貯金通帳へ記帳することにより確認できます。振替日は各納期限となります。

【問合せ先】

市税に関すること

総務部税務課（Tel 26-11216）

介護保険料に関すること

市民部介護保険課（Tel 26-11360）

後期高齢者医療保険料に関すること

市民部保健課（Tel 26-11269）